

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基く 株式会社ガスパール行動計画

1. 計画期間：令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日（2年間）

2. 次世代育成支援対策推進法

目標Ⅰ 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

<取り組み内容>

- 令和5年4月～ 不妊治療のための休職制度の導入
- 令和5年4月～ 不妊治療中の労働時間の短縮（短時間勤務）制度の導入
- 令和5年4月～ 失効有給積立制度の利用範囲の拡充

目標Ⅱ 男性の子育て目的の休暇の取得促進

<取り組み内容>

- 令和5年4月～ 配偶者の出産休暇（特別休暇7日）の取得管理と取得状況の分析
- 令和5年4月～ 配偶者の出産休暇（特別休暇7日）延べ取得日数70%以上
- 令和5年4月～ 育児目的休暇の連続5日以上取得率50%以上（女性活躍推進法と兼ねるものとする）
※育児目的休暇：育児休業・有給・特別休暇・失効有給積立制度等

3. 女性活躍推進法

目標Ⅰ 男女別の職種又は雇用形態の転換の実績

<取り組み内容>

- 令和5年4月～ 性別にとらわれない職種・業務の検討
- 令和5年4月～ 対象職種の決定から運用方法の策定、社内周知
- 令和6年4月～ 対象業務の募集・採用開始

目標Ⅱ 有給休暇取得率を70%以上とする

<取り組み内容>

- 令和5年4月～ 有給取得率目標設定（令和5年度）・社内周知
- 令和5年4月～ 有給休暇取得率70%達成に向けた施策検討と実施
- 令和6年4月～ 前年度実績の分析と目標値の継続・上方修正検討

以 上